

權少教正師岡正胤編輯

本教書齋

第二輯

講録目次

動不動之説	權少教正 堀 秀成
報恩之説	中講義 久保 憲隣
誠	大講義 神代 名臣
神魂歸着之説	大講義 深川 照阿
心ノ柱之説	大講義 三宅 貞秀
敬神之説	同
是非之説	權少教正 堀 秀成
神魂演義	

此書は講録を旨とすれども教義の要なる考説文章詩歌等も採録して刊布せんと欲を請ふ篤志の諸君講録説話秀詠佳草を投寄有らむ事を

編者謹白

本教請錄第貳輯

○動不動之說

權少教正 堀 秀成

袖ひちてむずひし水のこほれるを春立げふの風やどくらむ
此歌ハ古今集の春の部の初に見にゐる。名高き歌人紀貫之
主の時々の移り行く事と詠れた歌で。一首の意ハ夏のとほ
袖と濡して掬びて愛た水の秋ハ澄て冬になつて氷りたる
を春の來て長閑に風か吹て其氷と解てあらうといふ意で
ム、偕四時の移り變るとハ譬ハ車の廻る様なもので、春去れ
ハ夏來り、夏去れハ秋來り、秋去れハ冬來るとハ、誰も知る通り
でムが、時勢の移り變ると此と同じきものでム、偕其時勢に
よりにて、古より今に至るまで政體の大に變革するを。凡そ六
回で、先神武天皇西國より起り給ひて。中國と御征伐遊ばを

れ、都と倭國の橿原に奠め給ひしを初として、崇神天皇の御代にハ、天神地祇を祭り給ひ、人民を按へ戸籍を正して課役を御定め遊ハされ、種々の御沿革ありて、此御世を御肇國天皇と申奉るでム、次に推古天皇の御代に至りてハ、總て漢土の制度文物を御取遊ハされ、皇國固有の御禮式も大概易り、ました、斯て孝徳天皇の御代にハ、國造を廢し、國司を置れ、年限と定めて交替する事に成されたで、是則郡縣の制でム、然して後鳥羽天皇の御代より天下の政權武家に歸せるより、七百年の久しきと經て、今の大御代の初、大政復古するまで、小變革ハ度々なれども、大變革ハ右の六回でム、然るに神武天皇より、一千二百六十年に當る、推古天皇の御代、厩戸皇子の執政爲給ひし時、皇國固有の事物大に廢れて支那風にな

り、此御代より一千二百六十年余に當る。嘉永の末年に至りて、王政復古せるハ甚ムク奇キ事デム、楮維新の初より年數僅に十年余なれば、之と四時に譬へていへば、春の初様のなもので、見聞する所悉く新しければ、見聞し馴れざる所より人心疑團と生ずるものでム、近く二三年は。人心漸く消滅するに似（楮春に至りてハ、氷ハ初て解け、梅の花ハほとろび初めて、萬物悉く改トざるものハム坐ぬ古歌も「常磐なる松の翠も春くれバ今一はの色まさりけり」ど詠みたる通、ミドリ）ス、然れども春ハ年毎ハありて、人見聞し馴れてあれども、復古の初ハ、常に無きもの故に見聞毎に驚かる、事デム、偕時の變りたる事と申サバ、夏虫氷と疑ふといひも、今ハ炎暑に都下にハ氷を賣り、昔ハ歸鴈カヘレガハ書を屬けて、故郷に送りた

る故事あれども、今ハ郵便電信の便あり、晦日の月ど、娼妓も
實ハないと云ど、娼妓に實のあるもあり、晦日の月ハ珍しく
も人坐ぬ、又官員の妻ハ、四十五十よして白齒を顯し、眉毛と
刺らざれども、萬年新造と笑ふものもなし、(平民にも中等以
後れざる者の)僧侶ハ髪を生し、袴羽織又洋服などを着るも
妻に猶あり、) 僧侶ハ髪を生し、袴羽織又洋服などを着るも
あり、神官ハ死人に對し引導をなし、平民の女も袴を着して
書と携へ、華族の女ハ藝妓の風を真似或ハ上等の官員ハ、無
僕にて黒漆の手車に乗り、或ハ華族にして片假字雜の翻譯
書も讀ぬものもあれども、商人の小僧に横文の原書を讀む
ものもあり、平民より出て勅奏官に任ト、四位五位の位階に
進むものもあれば、又大祿の士族まで、人力車を引もあり、又
新平民ハ意氣揚々として店を開くものがあれば、舊幕用達

の町人ハ、顔色憔悴として裏店に引込なき、皆冠履所と換へて、物として變らぬものハムらぬ、此ハ何にといふに、維新より未だ年淺ければ、屈より伸に向ひたるが如く、矢の弦を放れたるが如く、或ハ洪水の堤と切りたる様なもので、終にハ水の勢も衰ふるものなれども、堤と切りて押入る勢ハ、速にして、矢の飛が如きもので、大變革より十年二十年の間ハ、進歩の速なるとハ、之と同トきもので、此中に百事改り行くハ自然の勢で、凡天地間の活物動て止まざるハ、天理の然トしむる所なれども、其動く心のハ一ツの動かざるものありて他の万物と動ずとの、大と申バ地球の位と定て、他の諸星を動かし、小を申バ車の軸の動きして、左右の輪と廻らし、扇の要の動かぎして、數本の骨と開閉せしむる様なもので、皇

國の國体の主となりて。動く事なく。制度百般の時の宜に從
ひて。動くてハ。國體ハ車の軸。扇の要の如く。制度百般ハ輪と
骨との如きものでム。斯て皇統一系ハ。掛卷も畏き皇太神の
御神勅によりて。君臣の大義の本となり。この大義千載の後
まで天皇と万民ハ申込も死く。私の主従も自然其情及び
て。萬國に稀なる例が多くありませ。藤田東湖が正氣（藤田東湖が正氣）其ノ一二ニッ
を云ハ、欽明天皇の二十三年。新羅國に問罪の師と遣れ
時。紀男曆河邊瓊岳等に從ひて。行きたる調吉士伊企儺とい
ふ人。新羅に虜れた時。新羅の城上に登らせて。日本の兵我臂
と啖へと云へと追りたるを。伊企儺身をかハいて。新羅の本
丸の方を後にして。新羅の王我臂と啖へと云て。殺れて死
ましたが。其子甥子。其妻大葉子共に志操と易へぞいて死た

てム(委ハしく書紀欽明)又近くハ天正年間ハ三河國長篠(ナガシノ)の城
マて。奥平貞昌(オキヘノサダキ)の。武田勝頼(タケノカトヨリ)ヲ圍(カコ)れたる時。貞昌の輕卒(アソク)鳥居強
右衛門勝高(ミナモトノカサト)。三河國市堀(イノ)を潛(カズ)りて圍を遁(イガ)れ。織田徳川(オヂノタカ)ハ援兵
を請(コト)ひ。再(マタ)ハ城に入(イ)トむとする時。武田家に捕(ト)ヘトれて。勝頼
の前に引出(サ)れたでム。此時勝頼の云(イ)ハ。汝(ニ)かく計(カ)り圍(カ)めた
る所を遁(イ)れ出(イ)たると。智勇兼備(チユウケンビ)のものと覺(オ)じたり。然(シカ)るに今
汝(ニ)を斬(キ)るハ。何(ナニ)怜(レ)惜(シ)むべきとなれば。汝の命(イ)を助(タ)けて遣(ツカ)すが
其變(カ)りにハ。此城外の堀端(ホ)に至(イ)りて。織田徳川(オヂノタカ)に援兵を請(コト)
かど。織田家ハ上方筋(ウエノキ)に軍(イクサ)ありて。速(ス)ハ援兵(エン)を出(イ)シ難(ガ)シとい
ひ。徳川家ハ一手(イツ)にてハ。援兵(エン)爲(ナ)難(ガ)シといふ。然(シカ)れハ。運(ウン)と開(ヒ)く
べき。此城(コノシロ)にあらざれば。速(ス)に開城(カイシロ)して。降参(カクサン)あるべしと云(イ)へ。
開城(カイシロ)の後(ノチ)ハ。汝(ニ)を城主(シヨウ)と爲(ナ)さむといふを。勝高(カサト)諾(ダク)せしにより

て番兵を副へて勝高を長篠城の大手の外に立しめ城内に
ハ多門櫓の窓を開きて勝高を見てあり番兵ハ勝頼が云ひ
含めたる通り述るであらうと思ひの外勝高大聲に織田徳
川大軍と率て不日援兵あるによりて固く籠城あるべしと
云番兵案に相違して此由を勝頼に告るに大に怒りて勝高
と礫に懸たてムが此等ハ古今同日の談でム。偕欽明天皇の
御代也。此時と其間千載と經て戰國の習表裏反覆の世なれ
ども猶我國の義氣此の如くでム。又近く西國の賊暴動して
熊本城を圍みたる事數月よして糧乏しく谷少將を初兵卒
に至る迄實に千辛萬苦云む方無かつたがこゝぞ朝恩に報
い奉る所と互ハ勵を合ひて固く守り遂に諸軍の城に達す
ると得たでム。此意を議官福羽美靜の待にけりいそぎに春

とよまれしハ、其時の情實（如）此古より今に至るまで。君臣の
大義の爲に。生命と惜（惜）ざる志ハ。皇國人種の。外國に比類なき
美質（美）と云ものでム。此則皇太神の御神勅の千萬年の未まで
も動かざるもので。其動かざるものと以て。制度百般の事を
動（動）して。時の宜（宜）に従（從）て改（改）トるゝ事と能（能）く辨（辨）ふへき事（事）でム。

○恩を忘るべからざる事

聽者筆記

思ひげむ人とそ共に思ハまゝとさしや報いなかりげむやハ。
是ハ古今集に之にて。清原深養父の歌でム。吾とれもふ人と
バ。吾も又其人と思ふべき事で。正（正）しく報（報）じいふ物ハ有もの
ゆゑ。さやうに致せば。吾も人に思ハるゝものトやどの事（事）で
ム。實に其通りで吾も恩と與（與）へたる人とバ。必らば其恩を忘（忘）
れぬやうにせねばなトせ。又人にも恩をバかけて置（置）べき事

でム。然るに恩をうけても。報ゆる事を知らぬハ。鳥獸にも劣るといふもので。鳥獸でも日頃可愛がつて居る人をバ。忘れぬものでム。然ればたとひ其報はないにもせよ。忘れてはならぬ事ハ。申す迄もなげれども急と其報のあるハ相違ない事でム。昔後醍醐天皇の延元々年五月に足利高氏兄弟大軍にて。西國より都へ攻上りたるに依て。官軍を遣はして防がれし。賊の勢強くして。彼誰も知ある通り。楠正成朝臣ハ。湊川にて討死され。此時新田義貞朝臣は攝州和田の崎に陣取いて居られたるが尊氏兄弟一手に義貞朝臣を攻たる故に。義貞ハ二万餘の兵を率ゐて。これと戦はれたれども。もじより衆寡敵ハがたく。義貞遂に打負給ひ馬ハ矢に射られて倒れたれば。只一人求女塚の上に立て左右の手に太刀を取り

雨あられと飛ひ來る矢を切はらひて。甚た危く見わたる所へ。小山田太郎高家のつとむに走來り。己か馬に義貞朝臣を乗せて遁しやり。己れハ義貞に代て戦ひ。遂に其所にて討死いたしたて。然るに此小山田太郎ハ其以前義貞朝臣の西國にて合戦ありし時。百姓の妨じなすやう。高札と建て嚴重に亂妨を戒しめられたる所が。小山田の兵士が。潛かに出て青麥を刈たて。此に依て軍目付が見付て。高家と罪せむといたしたるを。義貞朝臣ハ。人を遣はして高家が陣所を見せられたるに。武具の乏ありて。兵糧とてハ無りし故に。軍士の兵糧乏きハ大將の罪なるに。况て高家の忠義武勇罪するに忍びずとて。彼麥を取られたる百姓へハ。物と與へ。高家にハ兵糧とわたへられたとの事て。高家此事を甚たあり

がたく感佩カンペイしたるが故に。義貞朝臣の急場キウバに身代ミカダと成たのでム。何事もかやうの物で。格別カクベツに恩と施ホドクしてたげは。又うれたげの報ムクいのあるはぎの事でム。既に東照宮ハ。吾等ワレラ幼き時より學文などせし事もなし。一生文盲モンモウにて年老オウたれど。古語に。仇ウヂをハ恩オンと以て報ホウぢるといふ事ハ。常に忘ワスれど受用するぞと仰オツセられたと申す事で。仇ウヂをばハ恩と以て報する譯ワケなら。まゝして恩と恩で報ぢるハ至當アズキスの事でム。されバ右申たる通り人の恩と忘ワスれぬやう。又人ハ恩とかけるやうにと心がくる事尤人の本分と申すものでム。

○ 誠

大講義 神代名臣

力チカラをもいれどして天地を動ウツかし。眼メ見ぬ鬼神をもあはれと思はせ。男女の中をも和らげ。猛オウき武士の心ともなくさむる

ハ歌なり。云々

此ハ古今和歌集の序文の中の文で。ムるが。いかにも歌の徳を美く稱へ。トれたる詞で。貫之主に非で誰か如斯ハ言得られむ。力と入。ぞして天神地祇の御心を。はじめ。人々の靈魂の感應と受。類ひ。數へ。盡されぬ程で。ム。又男の多情にて。他の女の許へ。夜々。通ひ。しも。少。も嫉む事なく。風吹ハ。沖つ。白波立田山夜ハ。よ。や。君か。獨。越らむ。と。詠だ。ので。男も。愧て。河。ハ。通を。止て。前より。睦。ま。しく。成た。事や。ま。さ。或。卿の。鎌倉へ。捕ハれ。て。東。武士の。荒。者等の。卿を。拷問せむ。と。爲。一時。思。きや。わ。か。敷。島の。道。なら。て。浮。世の。事と。問。るべ。いと。ハ。と。詠。れたる。に。流。石の。東。戎も。感。伏。して。拷。問を。止。た。類の。事蹟ハ。夥。敷ある。が。其。歌ハ。漸。く。三。十。一。字の。僅の。文字を。つ。と。ね。て。神。祇と。言。ひ。男。女。の

中といひ。武士の心といひ斯く感ぜじめたるハ。只誠の一字より詠出る故也。其誠といふ意ハ漢籍にも洋書にも甚々尊きものに云てム。彼宋の哲宗の時。世ハ名高き司馬光ずなハち温公に劉安世といふ人か一言よして終身これを行ふべき者を聞九時。温公か其誠かと答へたにより。安世か又其從て入る所と問ふに。温公か妄語せざるより入と答へ如く。其誠心の甚ハ。則ち神々のきらハせ給ふ。嘘偽をいハぬが本てム。今取下しある譬なれど。彼娼妓などの青年の人を欺むとて。千束の文を送りて。其心を取らんとて。長き文ハ十尺。短きも五尺位ハ有ませうが。其文の文字の數ハ幾千百字ありても。人々其文に欺かる。事なく。却て嘲り笑ふ種になるなとハ。此皆數千百の文字の中に。誠の一字のなすが証據也。

然れハ一首の歌をよみ。一行の文を書にも。誠の心かなくてハ神様の御心と動ユツかり人の心を感じカせしむる事は出来ぬ事ム。近世有名の勤王家キツノウカの高山彦九郎正之ぬしが天朝の御爲國の爲に。誠の意を述べんと。薩摩に入らむとす時。其頃ハ封建の時である故。諸國の國主大名の中にハ。他國の人を入ぬ國が有て。薩摩ハ殊に嚴禁ゲンキョウで人を入れぬ故。高山氏せんかたなく。薩摩人いかにやいかに。苜萱の關も戸さゝぬ御代とトすやと詠で出したところ。此一首の歌の誠の意に感して。關守の長志賀權兵衛といふ人が許ユルして通したム。さて此志賀氏ハ國禁コクキンと犯オカしたるに依て。其夜屠腹トして死たと申す事ムが。此トハあまりの事のやうでハあれど。薩摩人の義の爲に命を惜まぬ誠で。大ハ人心を動ユツかしたム。

然れハ神々に心願を掛るも。此誠の一が無くてハ感應ハない事で。此ハ今の實事美談で。麴町に住ハれる貴顯に一男子カありて。年七歳になつて英敏出藍の才カありて。人々皆其兒と賞譽する事ゆゑ。其親の寵愛ハ一るべき事やム。然るに。昨年中其兒カ眼病に罹りたるに依て。内外の名醫の療治心の届程つくされたれど。餘程の難症にて。藥療の驗さつたなく。遂に不治の症といふ計になつたやム。之に依て親父の歎き一方なとぞ。人の力の及ハぬ上ハ誠と以て神に願奉るより外に致方なしと。平常に恩頼と仰く處の産土の神。則永田町の日枝の神社に。自と參拜して。兒の大患なる眼病の全愈せむ事を。誠を盡して祈誓せられ。又寅の門の琴平神社にも同様信心をととし乞祈れ。市ヶ谷の茶の木神社にも願

はれたる所。とはかり諸醫の皆不治の症と定めし眼病。日と
追て全愈し。去年の冬に到り。全く元の如く眼の明らかに。快
く成て學事。勉強はるゝやうにかりましたにより。御親父
の歡喜いふ計り。无く。日枝の神社に。清明の二字。琴平神社
よハ。仰光の二字を。自ら雲烟の筆を揮ひて。大なる額にもの
して奉納せられ。茶木神社に。幟と新調して納められま
たも。皆誠のいたす事。拙者も毎月同社に説教派出の度
毎に。其神の感應と。其人の誠を。現在よ目撃して。感涙を流す
事。此外でハ。かい人の誠と神の感。ざる事。かくいぢ
るし。験のある事。なれば。神と祈念するハ。申すまでもなく
歌を詠むにも。文を書むにも。愛國にも。皇上奉戴にも。朝旨を
遵守にも。皆此誠の一字か基。でム。

○神魂歸着之説

大講義 深川照阿

伊奘諾尊カミ神功イボト既畢ニヒ。靈運カミ當遷アガリマシナシトス。是以ナ構ウツリカケリ幽宮イミヤラ於淡路之洲クニノシマ。寂然カニナシクカケレ長隱ニヒ者矣ト。亦曰イモ伊奘諾尊カミ功既イボト至矣ニヒ。德亦大矣ナリ。於登天報命ノボリマシ。仍留ト宅於日之少宮ヒノウカミヤニ矣。

此御傳ハ御互の源ネの御先祖ミマソとます。伊奘諾命の天神の勅を御承遊イボトされ。此國に御下イボトりに相成て。先第一イボトは御夫婦の大禮を始め終イボトひ。種々の御辛苦御艱難となはれて。所謂國の八十國。島の八十島と生み給ひ。八百万神を生イボトと給ひ。殊にハ五行の神を始イボト。日月の神と御生み遊されて。御功德全く御成就致したイボトよよりて淡路國に幽宮イボトを構イボトり玉イボトひ。御自イボトらの御靈を留め此國の鎮と成されて。御本體ハ天上高天原に御歸遊イボトされ。天神に報命イボトす。日少宮イボトは無窮トクシクに鎮イボトりまイボトすといふ御傳でイボト。御

互も万物之靈と生れし甲斐にハ。此御先祖の神に神カン習ナラヒ奉り。
命の限ハ千辛萬苦厭ふ事なく。人たる徳と全く成就し。目出
度此世を終ツタた其後ハ分ワケ魂ミタマと家の守モリ神カミと留トモめ置マケ。本魂モトツミタマハ天神
の御許に報カゲ命メノトして。長世の樂を受たきものでム。俗人の心ハ
面の如しといひて。十人よれば十人。百人よれば百人。皆心ハ
異コトなれども樂をねがふ心ハ同ト事。孰ナニでも樂と爲たいと
願ネガはず。然れども樂を得るにハ得ウべき種タネがある。其種ハ何ナニと
ならバ。樂ハ苦の種。苦ハ樂の種といふ如く。苦といふ種とま
かざれば。樂ハ得エトれぬものでム。譬タトヘハ春耕ハルヒし夏耘ナツる苦が
われバ。とう秋の實ミのりを得ウれ。とうトて春耕ハルヒ夏耘ナツトぞして
秋の實ミのりを得られまいよふ歟。然れば人々此理と能々心
得て。此短ミジカき世に於て苦といふ種と蒔マキて。死しての後に長き

樂を得むと思ふべきに。却て短世の苦と厭ひ樂と欲して。
後の世の長き苦樂を思はざるは實に愚な事である。舊幕の頃。
三井の店前と五六才斗の子と負たる乞食の通りかゝりて。
其乞食子に云はば汝と此三井の亭主にすると云へば。子の
貌を振りて。三井の亭主になるより。三度の食に飽たいと
申たといふ話があり。升が此幼心に毎日空腹に苦むよ
りして。三井の亭主になれば衣食住に不足なきと思はせ。
却て三度の食に飽む事を求めて。亭主になる事と辭となる
もので。今つらく世間の人の樂と求る所を察るに。壯年の
時ハ苦めて金銀と蓄財し。終身此世と安樂に送つうと願ふ
人ハあれども。終身君の爲國の爲人の爲に苦めて死しての
後幾千年といふ長き世の樂を得む事を欲せざるハ。恰も乞長

の三度の飯の不足なきと欲して、三井の亭主よなる事と辭
たると同じとてム。或人親の處分と故なく人に押取れて、爲
む方なく祇園社に七日籠りて祈りましたるが、七日目の曉に
至りて、御殿の御扉を開き給ひてやゝと仰せらるゝに依て。
大神の御託宜なりと思ひ、急ぎ起き直り畏りて居升するど。
氣高き御聲にて「長き世の苦き事を思へ、かゝ假の宿りと
何嘆くらむ」と仰せられましたる。此長き世とハ、死して後の長
き世の事。かりの宿りとハ、此世を仰せらるゝので、一首の意
ハ死しての後の長き世の苦きと思へば、短き此世の苦ハ嘆
にハ足とぞといふ意でム。此人此御歌をきゝて、嗚呼尊とき
御諭哉。人生僅に五十年、果なきものハ、此世なり。朝有紅顏、誇
世路暮爲白骨、朽郊原ハ世の習。昨日見一人の今日ハ无し。今

日見一人の明日ハ死シ。悦もさむる時あり。嘆もはるゝ時あり。此世のうき安樂ハ草の葉に。置白露オソラツユに。異コトならぬ。果ミカなき世に生れながト。來世の長き苦ミを思ハざりトハ。我身ながら。愚オロかさとよ。思ひ返したといふと。ム。偕之に就て思ひ出トるゝハ。沙石集セキシユウといふ書に。上總國の高瀧タカといふ所の地頭が十五六才なる女と携オシへて。熊野に參詣致しました。此女世に希なる美人なれば。熊野の師房に阿闍梨アセリといふ若僧ありて。一目見ヒトミるより戀コイきに堪がたき故に。吾と我心を制し出家の身にいて。かゝる惡縁に逢アひて。妄念押オシへ難き事。口惜ウレシいと思ひまゝて。本尊にも。權現にも。此心止め給へと祈れども。何分日にまゝ。彼面影オモの立うひて。何事も手に着ツる。遂ツに忍シひがたく。笈打オビウチかけて。熊野を立出。東の方を指サして。晝夜の

別无く行きたる故はや鎌倉に着き。其よりむつ良といふ所より。上總へ越さむと便船と待て居升るに。長の旅路に疲れてまどろむ臥したる夢に。便船を得て上總の地へ渡り。高籠へ尋行と主人出迎へて何の爲に下り玉ふと問ふに。答へて鎌倉の方のゆかゝくて脩行に來まいたが。近き所と承て御尋申したといへば。主人暫く田舎の狀見玉へと留めまいたが。素より其志なれば。止まりて密に志を遂げ互よとゝるざし。淺からざる程。一人の男子の生れしを。父母大に怒り勘當ハ致しまいたが。天よも地よも只一人の女なれば。淫行とろにくげれば。はへは立たては歩めと養育せし一人の女なれば。許して家にかへし。又僧も賢き性なれば。養子として夫婦にしましたで。偕年月経る程。子供も兩三人出來て。長男

が十三才になりたる時に。元服の爲に鎌倉に登らむと。多くの船を仕立て海を渡りましたが。風はけくくして。過りて海に落ちと思ふと夢が覺たてぬ。そこで十三年が間の事をつくくと思ひまするに。只片時の眠の間でぬに依て。縦ひ本意を遂げたりとて。只暫の夢の間なり。嗚呼此世の樂ハ限りあり。限りある樂を得むとて。限りなき後の世の苦を受るハ。實ハ愚なる事と始めて。惑の雲の打はれて。夫より熊野に立歸り。佛法を始の如く脩めぬと云ふ事てぬ。之に就ても五十年七十年といへば。長きもの、様に思へども。後の世の長きに比べて見れば。五十年や七十年の年月ハ。此僧のまどるもたる夢の間でぬ。然れば短き夢の世の中と思ひ智りて。此身の苦ハ厭はざ。國の爲にハ力を盡す。人の爲にハ心を苦しめて。

顯^{アラハ}れてハ天皇陛下と尊^{カク}ミ幽^{カク}れてハ幽冥^{カク}の神と敬^{アホヒ}ヒ奉^{アホヒ}り仰^{アホヒ}でハ父母に仕^シひ臥^フしてハ妻子をはぐみ^ミて目出度此世を
終^ハりた其後ハ御互の御先祖伊邪那伎神に習^ヒ奉^ヒり分魂を此
土に留^メめ本魂ハ天津御國に立歸^リり天神様の御膝許^{カヘ}に報命^{アホヒ}
して限^リり无^キ世の樂を得^タきものでム。

○心の柱の説

大講義 三宅良秀

伊奘諾尊伊奘丹尊立^{シテ}於^ニ天浮橋之上^ニ共^ニ計^{リテ}曰^ク底^ツ下^ニ豈^ニ無^ク國歟^ヤ廻^テ
以^ニ天之瓊矛^ヲ指^シ下^ニ而探^ミ之^ハ是^レ獲^テ滄溟^ニ其^ノ矛^ヲ銛^シ滴^シ瀝^シ之^ハ潮凝^リ成^リ一^ノ島^ト名^レ
之^ヲ曰^ク礮^ノ馭^ル盧^ノ島^ト二^ノ神^ト於^ニ是^レ降^リ居^ル彼^ノ島^ニ因^リ欲^ス共^ニ爲^ル夫^ノ婦^ト産^ミ生^ル洲^ノ國^ト便^チ以^テ
礮馭盧島^ヲ爲^ス二^ノ國^ト中^ノ之^ノ柱^ト

日本紀

此一段ハ長くも御互の御先祖とおはします伊邪那伎命
伊邪那美命の天神の勅と受させ給ひて此國土と造り玉

むとして、先^ッ第一に此自凝島^{オノコロシマ}を以て國中のミ柱と立玉ひ。此柱と基礎として、大八洲とは一め、世界萬國と造り固め遊されたといふ日本紀の御傳で、凡て何によらば事物を爲すにハ柱といふものが立ざれば其事物を保ぬ物^{タモナ}で。先づ家屋でいへば柱があるに由て、屋根ハ屋根、床ハ床と上下を保つけれども、もこの柱が仆れば家ハ破壊^{ヤブ}てしまひ升。又龍田、風神様の御名を天の御柱、命國、御柱、命と申して、風神を柱と云ひますが此譯ハ何故かと云ふに、風ハ即ち空氣、空氣ハ即ち風にて、異物でハムませむ、風ハ空氣の動揺するものを風と云ふ、偕其の空氣の天地の間を保ち支ゆる^サことが、人の家屋の柱の上下と保ち支ゆるに同ト道理なる故に、風神を天、御柱國、御柱と云ふので、又造

化の神と始め諸神を數へ奉るに。一柱二柱と申上て。神様と柱と云ふのも天地を始め。人間万物有りて有ゆる物。悉く神様の保ちますとが。丁度家に柱のありて支ゆるに異ならざる故に。神様を柱と申し奉るで。其故に万一天地の柱とおはします。風神様が坐さる時に。地は上りて天となり。天は下りて地となりて。天地顛倒するかも計しられ。また人間万物の柱と立ておはします。神様が一び御怒り遊さるれば。天照大御神の岩戸に隠くれ玉ひ。昔の様に。世中の常闇となり。諸の禍神の起りたちてこの身の置處もなき様になるで。然れば家に柱が無れば家は仆れ。天地は風と云ふ柱がなければ。天地顛倒し。世界に神様といふ柱がおはしますとされ。世界は常闇となり。升。偕御互

ひの身にとりて最も大切なる柱ハ心の柱でム。老若男女の差別なく、心の柱と云ふものが確乎と立ざれば、所謂人面獸心といふものにて、人ではないでム。各方も心の底に堅固なる心の柱と立べきとでム。偕其心の柱と云ふハ何となれば。則ち神様の立玉ハ一道を守りて、其道ハ即ち此身の本たる神を敬ひ一天至尊の天皇を尊び、父母ハ孝を盡し、夫婦中よく、兄弟睦じく、朋友ハ信を盡すが、即ち神の道で心の底に立べき柱でム。此柱を堅固に築建て如何なる禍の此身に來ようとも如何なる憂の此身に積るじも、いか程の辛苦艱難の身に迫らうじも、折らせき、仆れもせぬ。大丈夫な柱と心の底に築立て置が、即ち萬物の長と生たる人の本分でム。然るに動もすれば苟も辛苦艱難

と厭ひ、富貴安樂と希ふ心から、此大切な心の柱を自ら仆
して、生てハ罪科ヲ係り、死てハ佞鬼となり、惡名を後世ヲ
遺す者が、古も今も往々ム升。一、二、申さば、神代の昔にハ、天
若彦と云者の、天神の大勅に、叛き此國と奪はんとして、却
て天誅を受けて、我國の逆賊の元祖と云ふ惡名と、數萬年
の後に遺す。中頃ハ、北條足利の姦賊、上ハ天皇をなやまし
奉り、下ハ万民を苦めて、數百年の今に惡名と流す。近くハ
毒婦お傳の様な大惡人、又彼ハ盜跖、此にハ石川五右衛門
の如き者ハ、皆心の柱を自ら折り、自ト仆すよりして、かゝ
る大惡逆をもする様になりたもので、ムによりて、心の柱
を建ると仆すとの處に深く心を用ゑて、生死ともに依頼
すべき神様を敬ひ奉り、一系至尊の天皇を尊み、祖先の祭

祀を謹み、父母によく仕へ。人たる道を全して、伊邪那伎命
伊邪那美命の自凝島を以て國中の御柱と築立玉ひ。此國
土を全く御經營遊ばされ。日、少宮に永く久しく歸り鎮り
まゝく、理りの如く、死後ハ必ず美名を後世に遺し、靈
ハ天津御國に立歸り、神の御列に加へられ、子孫を守る神
となりて、無上の幸福を受むとするにハ、吳々も心の柱を
築固るると第一と勤む可き事也。

自凝島ヲ以テ國中の御柱トシ玉ヒキ

○敬神

同人

とりじもと寐ても寤ても頼む哉、愚なる身を神に任せて。

今日ハ氏神様の氏子と親しく御保護遊さるゝ事。また氏子
の氏神に仕奉る事の荒まじを演説致升。さて氏神と云と、産

土^{スチ}神と云と。元來ハ大に相違のある事デム。氏神と云ハ氏々
の先祖の神といふ事にて。藤原氏の氏神ハ。天兒屋根命。忌部
氏の氏神ハ。太玉命の類ガ。眞の氏神デム。産土神と云ハ。其地
を敷^{シキ}しるゝめず神ガ。即ち産土神なるを。中世より氏神も。産
土神も。混して共に氏神と云様になりまゝ。たガ。之も神の御
心であらふと思^ヒやられ升^{ノス}れバ。今更分^{ワカ}つ迄にも及ひ坐む。偕
氏神といふハ。内神^{ウチノカミ}と云意。氏子と云ハ。内子^{ウチノコ}と云意にて。我々
よりハ。我内の守神として崇敬し奉り。氏神よりハ。我々と内
の子として御保護遊はさるゝ深き契^{チキ}りのある事デム。其故
に氏神様ハ。目にこそ見^ミ給ハね。二六時中の間。慈親の小兒
と養育する様に。我々の身を離れ給ハ。ぞ守り玉ふものでム。
又氏神様の處々を御分掌なはれて御保護遊ハさる事ハ。此

顯世に於て府縣あり。郡區ありて。其處々と支配すると同じ譯^{ワケ}でム。然れば目よ見ゆる顯世にしてハ。郡區長の支配と受けされハ。一日も其地に居られぬのミならキ。無籍者杯とそいトれ。また目よ見ゆる幽世にしてハ。氏神様の御守護と受されハ。其身を持つこと能ハざるのみなトキ。大なる災と來を様になるでム。平田大人の門人よ龜井忠篤と云ふ人の。東京の湯島にすゑて。孝行の事かさが公儀に聞けて。御褒美をも賜ハつたる位の徳行のある人でムたが。此人の妻の生國ハ。越後國頸城郡高森村の産にて。國を出立する其前夜の夢に。御形ハ見えぬと。氏神諏訪の大神の氣^キ高^{タカ}き御聲にて宜^{ヨシ}給^トふよハ。我^ワ氏^シ子^コ菊^{キク}女^メを御^ミ言^{コト}に遣^ツすによりてハ。宜^{ヨシ}く計^{ハカ}ひ玉^{タマ}へと宣^ノ玉^{タマ}ふと思^{オモ}へハ。其家の屋根より高く雲上^{クモノカミ}に菅原大神

の坐して。仰せらるゝよ。大神の氏子菊女キクメ慥タカシ預り升たと宣イハと見て夢さめて。此ハ妙を夢とハ思ひたれども。人よも語トトき東京に來まゝたが。不測フソクな縁で菅原大神の氏子なる龜井忠篤が家に嫁カケきたでム。偕ト先年越後と出立する時の夢とはトめて夫忠篤に語りしと。忠篤また平田大人に告しかは。美談ありとて玉襟タマエに載のられたでム。此によりても氏神の處々を分掌し給ふ事ハ。府縣郡區ありて其處々と支配するも同じき事。また暫シヅトくも此身と離れ玉ハぞ御守護きたさる事と知りて。氏神様と我家の内の守護神として尊敬し奉り。講題に詠みたる藤原雅朝ノボ主の歌の通り。此身を氏神様に御任トせ申し。ぬてもさめても御依頼申せハ。益御保護も篤トクなり。此身も榮え。死しての後も亦天神のみ許ヨに御導ミツきたさる事

でム。

○是非の説

權少教正

堀

秀成

大小輕重多寡等ハ素より反對の物と云ひ分る名にて。物に從て初めて大小輕重多寡の名ハ生るもの也。犬と猫と對すれば。犬ハ大。猫ハ小なりと雖とも。犬を馬に對すれば。犬も亦小の名に易り。猫も鼠ネズミと對すれば。大の名に易り。引白と突白と對すれば。突白ハ重にして引白ハ輕なりと雖とも。突白と大材に對すれば。突白も又輕の名に易り。引白を篩シヤクに對すれば。重の名に易り。多寡も百と十ハ百を以て多とすればとも。百と千に對すれば。其百ハ寡となるが如し。人の賢愚も此に同じく。賢者ハ愚者に對し。愚者ハ賢者に對して。其分ありと雖とも。何れの域に至る者と賢者とし。何れの域までを愚者と

爲す。と云定位ハ無く。畢竟賢者に對して初めて愚者の名あり。愚者に對して初めて賢者の名あるもの也。是非も此に比しく。白きと是とすれば。黒きハ非なり。黒きを是とすれば。白きハ非となること。猶ほ相對して名と爲すことハ同じかれども。大小輕重多寡賢愚等ハ相對して其分と爲すのみならず。是非ハとぎに從ひととに當りて。是の非ともなり。非の是とも易るものなれば。云ハゞ大小輕重多寡賢愚ハ緩にして死物なるが如く。是非ハ急よして活物なる違あり。是非の時ハ從ひて互に相易るといふハ。假令ハ徳川の政治ハ。何事も記録と練りて先例に從はざるを得ぞ。若之に違ふ時ハ先例に非せとて用ざるを是とし。何カに好事とも新規なる事を非とす。今や開明の世にありてハ舊を捨て新を取と是とし。舊

に據りて新に就ざるを非と爲をか如し。事に當りて是非の
易るハ軍事ハ迅速を是とし。寛除と非とし。刑事ハ迅速を非
とし。迅速にして刑を誤ると恐れて也。寛除を是とす。又人を
治る事と惣括する者ハ。寛大なるを是とし。小事に涉るを
非とし。人に治められて些末を掌るものハ。能く小事に涉る
を是とし。寛大なるを非とするが如し。其人品によりても是
非の易ることハ。古代に矢根鍛冶ハ。鎧カギの實サキを徹すと是とし
て。徹らざるを非とし。鎧鍛冶ハ。實サキの固くして矢の裏撥カざる
を是とし。徹るを非とす。産婆ハ人の生るを是とし。早桶屋ハ
人の死ぬるを是とすること。氷賣の暑を喜ひ冷きと悲む。炭
團賣の寒きを喜ひ暖なると悲む。似たり。然るを古風家の
時勢を知らざりて。何時も古を法とすると是とし。新に就

くを非とする者ハ。綿を驚くものゝいつも冬ならむことを
欲し。蚊帳賣者の一年夏よてあつむことと願ふに似たりと
いふべし。然れば昨年のは今年のは非となり。昨日の非は今
日の是となること。昨日ハ強雨にして傘賣時を得て。草履賣
ハ時を失ひ。今日の晴天ハ草履賣時を得て。傘賣時を失ふが
如し。若一人にして傘賣とも。草履賣をも相兼る者ならば。雨
天にハ草履を遺きて傘を賣り。晴天にハ傘を遺きて草履を
賣るべし。農ハ時を以て耕作となし。商ハ時を量りて。利を賣
る者也。古風家の時を知らずして上古のみを良とし。上古に
のモ法とらむとするハ。雨天に草履を賣らむとし。晴天ハ傘
を賣らむとする者と云ふへし。古風家の世に容られざ。古風
を唱ふる説の世に用られざるハ理の動ざるところなり。然

れども古風家といふ者も憂國の心よりいであらざる。國の爲天下の人心と己か欲する所より固結せしめむと。精心を盡せる其志は愛べし。同じくは其志と世の有益なる方に盡さまほしきわざなり。古風家の見にては死力を盡すども詮なきものなるをや。佛祖の道を弘むるに先づ隨他意の（小乘經）説をなす。（人心の赴く所則時勢なればなり）然して其黨を固結して終に隨自意の（大乘經）説を弘めたるは。今古風家の類にあらす。佛祖の智者を以て稱すべし。皇國諸宗の祖師も皆時勢に従ひて宗派を興したるとは。眞宗祖師は當時の人民の不文なるを考て。一向に如來の名號を唱へて成佛する由り説き。末世の僧の戒行の持がたきを謀りて肉食妻帯を宗法とし。日蓮の法華經の題目を唱へ現世安穩を祈りたるなど。其他、

能時と知れり。と云はざるを得ぞ。故に大に其宗派を内國中
に宣布したるを以てしるべし。是非は時と共に易り。事に従
ひて相互に轉るものなるを。是非を永久に動ざるものと思
は無智の至と云はむも可也。毛利輝元の居城廣島の地形も
卑く。すべて要害よからぬと以て。地を撰みて新城を築むと
て。老臣と集めて評議する時。小早川隆景曰。黒田孝高は繩張
の功者なれば。廣島城と見て相談すへいと云。議定て孝高を
招きて見するに。孝高心中には要害よからきと思へど。思ふ
旨わりて至極の要害なりと云ひしかば。これによりて他に
城築のことハ止めて。猶廣島を居城とす。斯て其後豊公西國
下向の時此城を見て。要害甚よからぬ城なり。水攻にせは忽
ち落城すべしと云れたるを。輝元聞きて隆景に恨まひひげ

れば。隆景曰。要害のあしきが毛利家長久の基にてはべし。其故ハ毛利家今かく國數多領しぬれば。後年に至て秀吉の疑惑あるべし。然るに此城要害あしく。籠城爲難きを以て。秀吉氣遣ふことなきが當家安全の基と申べきものなり。孝高ハ秀吉の近臣にて服心の者なれば。彼れに見せなば彼れ秀吉の爲を思ひて。要害あしと見ながらも必よと申さん。猶其由秀吉に告ぐることも必定なり。こゝをもて秀吉ハ安心させん爲にてはべしと述ければ。輝元も隆景が遠謀と感しけり。(名將言行錄)この城の要害と孝高のあしきとよしといひしハ。素非なれども毛利家の長久の基にハ是なり。これらも事に當りて是非の易れることの一なるべし。彼此を思ひ涉して是非と死物として琴柱に膠ニカすること勿れ。是非の時と

事とに従ひて轉ると知らざれば人たるもの事業とは爲得ざるものなり。

○

神魂演義

此演義の宣敎使を置れし時の定説なる神魂
大旨の義を演たるを見出るより此に記載す

○ 神人万物の靈魂悉く 産靈神の賦り給へる事

神人萬物すべて其靈魂マタを具へたるものハあらざ。然るに其靈といふものは其物の中に偶りて、目には見えぬものから。其妙用ハキの顯るゝによりて、慥に靈と物の中にありて、其ものを宰れるものと知らる。譬へば草木の類も外より打見てハ、何の活機もなきものか。奇しく美しき花の匂ひ出るにて、其草木の性あることと知るが如く。然るに此靈といふものを賦り與へ給ふ神ませり。うの神を 高皇産靈神・神皇産

靈神と申奉る。此二柱の大神ハ天地をも鎔造り玉ひたる甚
もく大き靈神徳まします大神にて。天地の間より生りと成
り出るもの此大神の御靈にあらざるハなく。人たるもの己
が魂ハいづれより給はりたるものなるを知らざらある
べからき。然るを世人己が身體を受けたる父母の恩をばよ
く知れるものながら。其身體の主宰たる魂を受けたる産
靈大神の大恩を知らざるハ愚なるをならざや。然れハ先之
を知るぞ。人の道を知るはじめといふべきものなる。

幽と本世とい天を本所とする事

上に云へる如く魂ハ産靈神より給はるものなるよしを
辨へたる上ハ幽と本世とする事も自然に辨へらるべきもの
なり。さるハ先顯幽と云ふをより辨ふべし。顯とハあらハ

れたると云ひて。皇國の古言にアラハニゴトと云ふ。即神
 人と云ふが如し。幽とハかくれたるをいひて。カクロヒゴ
 トと云ふ。即神事といふが如し。此天地の間に何事何物に
 も此二の差別あらずるハなく。今生てあるもの、うへにて
 身体ハ即顯也。心魂ハ則幽也。動物よてハ人ハ顯に屬き。鳥獸
 等ハ幽に屬く。晝夜にてハ晝ハ顯に屬き。夜ハ幽に屬く。猶い
 ひもてゆげは悉く此二に分ると知るべし。此顯幽を陰陽の
 違へり。陰陽にてハ火ハ陽。水ハ陰なるに。顯幽にてハ火ハ幽。水ハ顯
 なるが如し。いかにとならば。水ハ一升の水を二に分れば。元の水半
 を減ず。火ハ二に分ると雖も。本の火の減ることをなし。かくて世
 この一を以ても火ハ幽。水ハ顯なることを知るべし。かくて世
 に生てあるものハ。總て幽を本世とし。天と本所とするに
 ハ。魂ハ 産靈神より給はるものと云ふと。たに悟り得た
 らむにハ。其産靈神の主宰ます幽と本世とし。其神のまゝま

す天を本所とこゝろえむと論とまたすしてよくしらすゝ
となり。
以下次號

大講義 深川 照阿 閱

明治十三年十一月廿八日御届

(定價金拾錢)

東京府士族

編輯兼出版人 師岡 正胤

東京麴町區有樂町
三丁目二番地

東京京橋區惣十郎町五番地

賣捌所 太教新報社